四　［略］

五　銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1)～(3)　略

(4)　暗号資産

［ト～ル　略］

［六・七　略］

［2～5　略］

別表第一（第十九条の二第一項第三号ハ関係）

項目	記載する事項
［略］	
信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る。）	［一・二　略］ 三　元本補塡契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高 四　［略］ 五　金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券及び暗号資産の区分ごとの運用残高 ［六～十二　略］ 十三　暗号資産の種類別の残高

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信託業法施行規則の一部改正）

第三条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項） **第三十条の十八**　令第十二条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　［略］ 二　暗号資産等の信託（暗号資産若しくは暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。第三十三条第一項第五号において同じ。）を含む信託財産の管理若しくは処分を行う信託又は信託財産の管理若しくは処分において暗号資産関連デリバティブ取引（同令第百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項 ［イ・ロ　略］	（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項） **第三十条の十八**　［同上］ 一　［同上］ 二　暗号資産等の信託（信託財産の管理又は処分において、暗号資産及び暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。第三十三条第一項第五号において同じ。）を含む財産の信託並びに暗号資産関連デリバティブ取引（同令第百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項 ［イ・ロ　同上］

四　［同上］

五　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　［同上］

(1)～(3)　同上

［加える。］

［ト～ル　同上］

［六・七　同上］

［2～5　同上］

別表第一（第十九条の二第一項第三号ハ関係）

項目	記載する事項
［同上］	
信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る。）	［一・二　同上］ 三　元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高 四　［同上］ 五　金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高 ［六～十二　同上］ ［号を加える。］